

司法試験委員会会議（第20回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

- 1 日時
平成17年5月31日（火）14：10～15：10
- 2 場所
法務省小会議室
- 3 出席者
（委員長）上谷清
（委員）小幡純子，神垣清水，高橋宏志，長谷川真理子，本間通義（敬称略）
（同委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課））
稲田伸夫人事課長，横田希代子人事課付，丸山嘉代人事課付，濱田亮二試験管理官
- 4 議題
 - (1) 平成17年度司法試験第二次試験短答式試験合格者の決定について（協議）
 - (2) 新司法試験考査委員主査・幹事会における検討結果について（報告）
 - (3) その他報告案件について
 - (4) 次回開催日程等について（説明）
- 5 配布資料
 - 資料 1 新司法試験プレテスト（模擬試験）の出題形式及び問題別配点等について
 - 資料 2 新司法試験プレテスト（模擬試験）における採点及び成績評価等の実施方法・基準について
 - 資料 3 平成18年新司法試験考査委員主査・幹事名簿
 - 資料 4 新司法試験プレテスト（模擬試験）における論文式試験の答案用紙の配布枚数及び短答式試験問題の配点の公表について
 - 資料 5 新司法試験の出題に係る法令について
 - 資料 6 新司法試験における司法試験用法文の取扱いについて
- 6 議事等
 - (1) 平成17年度司法試験第二次試験短答式試験合格者の決定について（協議）

及落判定考査委員会議において、憲法第10問及び第19問に誤記があったものの、当該誤記は正解選択に影響しないと認められることから、当初から正解と予定していた選択肢を解答したものについて得点を与える通常の見取りとすることが決定され、引き続き行われた及落判定協議の結果、総得点42点以上の7,637名を合格させるとの判定がなされた。司法試験委員会において、これらの協議結果をいずれも了承する旨の決定がなされた。

今回の誤記により、司法試験への信頼を損ねたことへの遺憾の意が表明され、考査

委員及び事務局相互において今後の再発防止に努めるようにとの注意喚起がなされた。

「司法試験の受験手続及び運営に関する規則」第11条に基づく合格者の受験番号の官報公告は、6月15日（水）付け官報により行うこととされた。

(2) 新司法試験考査委員主査・幹事会における検討結果について（報告）

事務当局から、平成17年4月25日に開催された、新司法試験考査委員会議における協議結果について、次のとおり報告があった。

- ・ 資料1「新司法試験プレテスト（模擬試験）の出題形式及び問題別配点等について」及び資料2「新司法試験プレテスト（模擬試験）における採点及び成績評価等の実施方法・基準について」のとおり、新司法試験考査委員会議の申合せ事項として決定された。
- ・ 新司法試験における問題作成及び採点並びに合格者の判定に関する諸問題について検討するため、「新司法試験考査委員主査・幹事会」を設置することとされた。なお、主査・幹事会のメンバーは、資料3のとおりである。

事務当局から、新司法試験考査委員主査・幹事会における協議の結果、「新司法試験考査委員会議申合せ事項」として取りまとめられた事項に関して、次のとおり報告があった。

- ・ 新司法試験プレテスト（模擬試験）における論文式試験の答案用紙の配布枚数及び短答式試験問題の配点の公表について、資料4のとおり、新司法試験考査委員会議申合せ事項として決定された。

なお、論文式試験の答案用紙の配布枚数については、いずれの科目においても、必ずしも配布枚数分の答案を記載しなければならないという趣旨で決定されたものではなく、プレテストにおいて十分と思われる枚数を配布し、本試験の配布枚数の検証を行うとの趣旨から決定されたものである。

- ・ 新司法試験の出題に係る法令については、資料5のとおり取扱いとすることが決定された。

事務当局から、新司法試験考査委員主査・幹事会において、新司法試験における司法試験用法文の取扱いについての検討結果について、資料6のとおり報告があり、それを受けて協議の上、新司法試験における司法試験用法文について、登載法令には参照条文を付さないこととする旨決定された。また、司法試験用法文は既存の市販の六法を用いるのではなく、法務省において印刷・配布することが了承され、その際は、できる限り、見やすく使いやすいものとすべきとの要望が付けられた。

(3) その他報告案件について（説明）

事務当局から、新司法試験プレテスト（模擬試験）の受験希望者数等について報告があった。

(4) 次回開催日程等について（説明）

次回の第21回司法試験委員会は、6月30日（木）午後2時から開催することが確認された。

（以上）